

『ENEOS SS土壌浄化保険』の取り扱い開始について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)および新日石トレーディング株式会社(社長:伯田 頼彦、当社100%出資会社)は、土壌環境対応の支援策として、当社系列特約店・販売店を対象とした「ENEOS SS(サービスステーション)土壌浄化保険」を新たに取り扱うことにしましたのでお知らせいたします。

「ENEOS SS土壌浄化保険」は、SSで発生した漏油に起因する土壌汚染の浄化費用、および第三者に与えた法律上の損害賠償責任を補償するもので、当社と株式会社損害保険ジャパンが共同で設計いたしました。

2002年5月に土壌汚染対策法が成立されるなど、近年、土壌環境問題に対する社会認識が高まるなか、SSタンクの漏油による土壌汚染はSS経営上深刻なリスクのひとつです。

当社グループでは、このリスクを軽減するため、2001年度に「社内土壌・地下水に係わる調査・浄化要領」を定め、全ての社有地における土壌調査・対策を実施、2006年度中に完了する予定です。

当社グループは、ENEOSマークの全SSの備えとして土壌浄化の保険制度をご用意することにより、当社系列特約店・販売店における土壌環境の保全・良化を支援してまいります。

記

1. 導入時期: 保険期間2007年4月1日～2008年4月1日
(次年度以降1年毎に更新)
第一期募集期間2007年2月1日～3月20日
(募集期間終了後も中途加入可能)
2. 保険内容: SSで発生した漏油に起因する土壌汚染の浄化費用
および第三者に与えた法律上の損害賠償責任を補償。
3. 支払条件: 保険期間中に土壌汚染による以下いずれかの事由が発生し、土壌汚染を浄化して原則としてSSを再稼動する場合に保険金を支払う。
(1) 汚染浄化命令または明確な行政指導を受けること
(2) 第三者からの土壌・地下水汚染の損害賠償請求、身体障害を被った治療費などの請求を受けること
4. 補償内容: 稼動SS敷地内の土壌汚染浄化費用や土壌汚染範囲を確定するための調査費用など。
5. 補償条件: 支払い限度額5,000万円・保険料12万円(保険期間1年)を上限とし、5種類のプランを設定。
6. 引受保険会社: 株式会社損害保険ジャパン
取扱代理店: 新日石トレーディング株式会社

以上